控除限度超過額				
当該法人の控除限度超過額（前期の別表六（三）「⑥」）	当該法人の控除対象外国法人税額	(7)のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額	(6)のうちないものとされる金額 $(6)\times\frac{(8)}{(7)}$	当該法人の調整後の控除限度超過額 (6)－(9)

」に改め、同表の記載要領第１号中「若しくは法」を「又は法」に改め、「又は連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法第81条の15第７項（適格分割等が行われた場合にないものとされる個別繰越控除限度額等）の規定の適用を受ける場合」を削り、同第11号及び第13号を次のように改める。

2　「当該法人の調整国外所得金額　(2)」の欄は、「当該法人の控除余裕額（前期の別表六（三）「③」）　(1)」の欄の金額に係る事業年度の別表六（二）「16」、別表六（二）付表五「30」若しくは別表六の二「10」の金額又は同欄の金額に係る連結事業年度の法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和５年財務省令第34号）による改正前の法人税法施行規則別表六の二（二）付表「11」の金額を記載すること。

3　「当該法人の控除対象外国法人税額　(7)」の欄は、「当該法人の控除限度超過額（前期の別表六（三）「⑥」）　(6)」の欄の金額に係る事業年度の別表六（二の二）「21」の金額を記載すること。

別表六の四の表中「控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書」を「控除対象外国法人税額に関する明細書」に、「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に、「控除対象外国法人税額又は個別控除対

外国法人税額の合計 (11)＋(18)	
控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（((7)又は(13))×35％と(19)のうち少ない金額）	
納付分	(11)と(20)のうち少ない金額
みなし納付分	(20)－(21)

を

控除対象外国法人税額	外国法人税額の合計 (11)＋(18)	
	控除対象外国法人税額（(((7)又は(13))×35％)と(19)のうち少ない金額）	
	納付分	(11)と(20)のうち少ない金額
	みなし納付分	(20)－(21)

に、「増額又は減額前の事業年度又は連結事業年度の(21)の金額」を「増額又は減額前の事業年度の(21)の金額」に、「増額業年